

小山工業高等専門学校判定会議規程

制 定 平成16年4月1日

最終改正 平成31年2月6日

(設置)

第1条 小山工業高等専門学校に、小山工業高等専門学校判定会議（以下「判定会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 判定会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
- 二 教員

(審議事項)

第3条 判定会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学科の学年課程修了及び卒業の認定に関する事項
- 二 専攻科の修了の認定に関する事項

(会議)

第4条 判定会議は、校長が招集し、その議長となる。

(事務)

第5条 判定会議に関する事務は、学生課が処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。